

社会福祉法人開成町社会福祉協議会

災害見舞金支給規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、町民が災害により被害を受けた場合、見舞金を支給することについて必要な事項を定める。

(用語の意義)

第 2 条 この規程による次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 火災及び風水害等による災害をいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた住居に災害当時居住していたものをいう。

(見舞金額)

第 3 条 本町の区域内に居住し、当該住居について災害により被害を受けた場合（被害を受けた世帯主、又は世帯主が死亡したときは同居の遺族）、別表のとおり見舞金を支給する。

(見舞金支給の制限)

第 4 条 災害の原因又は被害について、次の各号に該当する場合は、見舞金の支給を制限することができる。

- (1) 災害の原因につき被災者に故意若しくは重大な過失があった場合
- (2) 災害の規模が大きく、本会の財政に重大な影響があると思われる場合
- (3) その他見舞金を支給することが適当でないと認める場合

(委任)

第 5 条 この規程の施行について、必要な事項はその都度会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 62 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

災害区分	県共同募金会	社会福祉協議会	合計
全焼（全壊）	10,000円	10,000円	20,000円
半焼（半壊）	5,000円	5,000円	10,000円